


会長	副会長	理事	事務局
			

R2 健保安第 2491 号

令和 3 年 1 月 29 日

一般社団法人仙台市医師会会長 様

仙台市健康福祉局長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について (通知)

本市の保健衛生行政の推進につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宮城県保健福祉部長より、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (医療分) における「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の申請について、申請期間が令和 3 年 2 月末となっていることから、別紙のとおり通知があり、対象医療機関あて通知いたしましたのでお知らせいたします。

記

<宮城県保健福祉部医療政策課ホームページ>

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/iryuu-korona-houkatushien.html>

<新型コロナ緊急包括支援交付金に関する問い合わせ先>

別添資料の厚生労働省または宮城県の新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンターにお問い合わせください。

仙台市健康福祉局保健所健康安全課

担当：医務係 菅

電話：022-214-8073



16-17④



(電子メール施行)

医療第953号
令和3年1月15日

仙台市健康福祉局保健所長 殿
(健康安全課扱い)

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）における「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の申請について（通知）

このことについては、令和2年7月22日から申請受付を開始し、毎月、交付決定等を行っているところですが、現時点においても未だいずれの事業にも申請されていない医療機関があります。

つきましては、申請期限等を再度周知し早期申請に向けた働きかけを行うため、別添の「ご案内」を作成しましたので、御多忙のところ恐縮ですが、貴所管内の未申請診療所（12月31日現在）への送付について御配慮願います。

なお、県所管の診療所の管理者には、各保健所から送付します。

おって、公益社団法人宮城県医師会、一般社団法人宮城県歯科医師会、一般社団法人宮城県助産師会及び宮城県訪問看護ステーション連絡協議会には別に通知しています。

記

<宮城県保健福祉部医療政策課ホームページ>

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoku/iryoku-korona-houkatushien.html>

宮城県 医療政策課
慰労金交付事業担当
医務班 022 (211) 2614
感染拡大防止等支援事業担当
地域医療第二班 022 (211) 2617
メール imu@pref.miyagi.lg.jp

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」のご案内

宮城県では、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」(令和2年6月16日付け医政発0616第1号、健発0616第5号及び薬生発0616第2号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)における「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」を実施しております。

1 給付対象・給付金額

別添のリーフレットをご覧ください。

2 申請期間

申請期間は、令和2年7月22日から令和3年2月28日までとなっており、毎月、15日から当月末日までが受付期間となっています。

まだ申請がお済みでない場合は、お早めに手続き願います。

3 申請先

- (1) 宮城県国民健康保険団体連合会に申請書を提出してください。

宮城県国民健康保険団体連合会は、本県における当該事業の受託事業者であり、申請の受付と給付決定後の支払手続きを行います。

- (2) オンライン請求システム、WEB申請受付システム、電子媒体(CD-R等)等により申請が可能です。

申請書類等を県ホームページに掲載していますので、必要事項を入力の上申請願います。

<宮城県保健福祉部医療政策課ホームページ>

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/iryou-korona-houkatushien.html>

問い合わせ先

宮城県コールセンター 電話番号:0570-087-758

(受付時間:平日 午前8時30分~午後5時)

「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」 のご案内

新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助します。

補助上限額

病院（医科、歯科）	200万円+5万円×病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

補助の対象機関

- ・新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための个人防护具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

補助の対象経費

- ・感染拡大防止対策に要する費用
- ・院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用（「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外）

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、个人防护具の購入等

事業の詳細はこちら

緊急包括支援交付金 検索

→https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kansenkakudaiboushi_shien.html

〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局
新型コロナウイルス緊急包括支援交付金コールセンター
電話番号 03-3595-3317（受付時間は平日9:30~18:00）



補助を受けるための流れ

※ 以下は標準的な流れになります。都道府県により事務の詳細は異なる可能性があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

① 補助の対象機関であるか確認します。

○ 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組（前ページの取組の例を参照）を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所が、補助の対象機関となります。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

② 感染拡大を防ぐための取組を行い、補助の対象経費を計算します。

○ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く補助の対象経費（前ページの経費の例を参照）となります。

※ ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外

※ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回る場合は、その上回る額を返還していただくこととなります。

③ 申請書等を作成します。

○ 次ページを参照して、所定の様式により、申請書及び事業実施計画書を作成します。

④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出します。

○ ③で作成した申請書及び事業実施計画書について、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出します。

⑤ 都道府県が申請内容を確認後、補助金が交付されます。

○ 都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の国保連から補助金が振り込まれます。

⑥ 概算額で申請した場合、事後に実績報告を行います。

○ 概算額で申請し、補助金の交付を受けた場合、支出実績が補助金額を超えた際、又は実績報告の期限（令和3年4月中旬ごろ）が到来した際、都道府県に対して、所定の様式により実績報告を行います。

○ 実績報告時に支出実績が補助金額に満たなかった場合は、精算を行います。

※ 実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となります。

※ 一部の都道府県では、実績報告の期限が別に定められる場合があります。

Q&A

Q1 どのような費用が対象となりますか。

A1 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除き、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。

※ 経費の例（例示であり、これに限られるものではありません）

清掃委託、洗濯委託、検査委託、寝具リース、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入等

Q2 いつからいつまでの費用が対象となりますか。

A2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となります。

支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

Q3 どのような機関が補助の対象となりますか。

A3 新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所を対象としています。

※ ただし、保険医療機関でない病院や診療所、保険薬局でない薬局、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは補助の対象外です。

※ 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金と重複して補助を受けることはできません。

※ 取組の例（例示であり、これに限られるものではありません）

- ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
- ② 予約診療の拡大、整理券の配布等を行い、患者に適切な受診の仕方を周知
- ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう、動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
- ④ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
- ⑤ 感染防止のための個人防護具等の確保
- ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）

Q4 新型コロナ患者の受入れ対応などをしていなくても、対象となりますか。

A4 対象となります。新型コロナ患者の受入れは要件となっておりません。

Q5 病院の場合、補助上限額が「200万円+5万円×病床数」となっていますが、病床数に制限はありますか。一般病床以外の病床も対象ですか。

A5 病床数の制限はありません。一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります。

なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は、「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。

Q6 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

A6 国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」 のご案内

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じての申請と給付にご協力をお願いします。

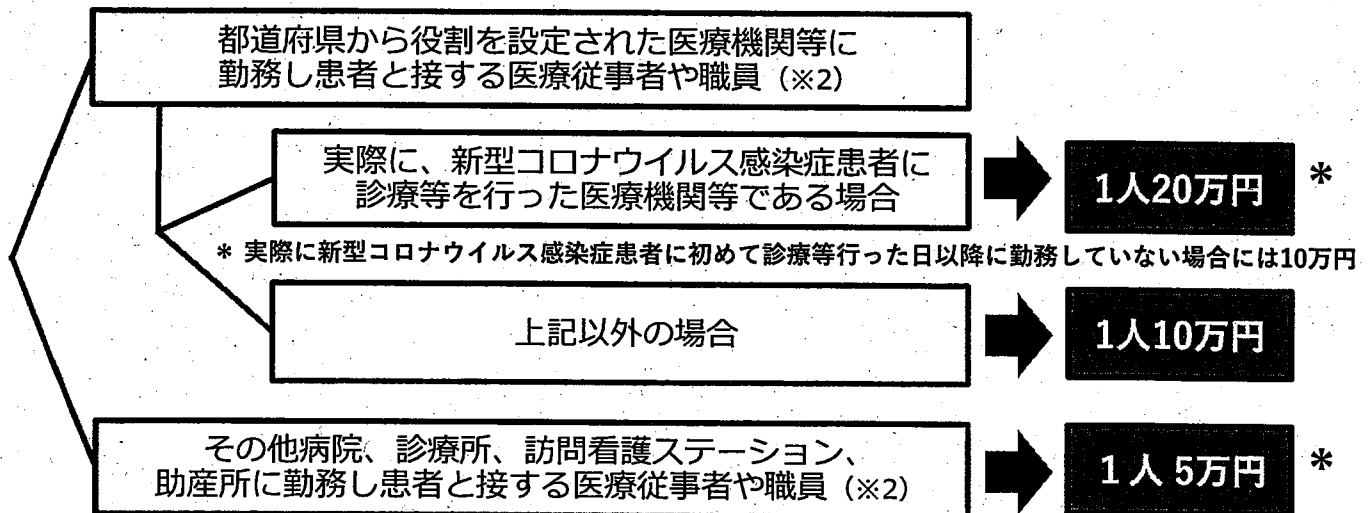
慰労金の内容

- ・新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員（※1）に対し、慰労金として最大20万円を給付します。
- ・その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員にも、慰労金として5万円を給付します。

※1 医療従事者や職員には、医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含みます。

給付対象・給付金額

（給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変えることはできません）



* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

※2 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。

※2 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

※2 保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

事業の詳細はこちら

緊急包括支援交付金

検索

➡https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 03-3595-3317（受付時間は平日9:30～18:00）



慰労金を受給するための流れ

※ 以下は標準的な流れになります。都道府県により事務の詳細は異なる可能性があります。詳しくは各都道府県のホームページ等をご覧ください。

① 自医療機関等の慰労金の基本的な金額を確認します。

- 前ページを参照して、自医療機関等の慰労金の基本的な金額が、1人20万円、10万円、5万円のいずれであるかを確認します。

※ 「都道府県から役割を設定された医療機関等」とは、①重点医療機関、②感染症指定医療機関、③その他の都道府県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関、④帰国者・接触者外来を設置する医療機関、⑤地域外来・検査センター、⑥宿泊療養・自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務、受入施設での対応等をいいます。

② 慰労金の対象となる医療従事者や職員を特定し、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。

- 前ページ、4ページを参照して、患者に接する医療従事者や職員で、対象期間に10日以上勤務した者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。委任状は医療機関等で保管します。

- その際、派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して、対象となる業務に10日以上勤務している者の一覧を提出してもらうなどにより、慰労金の対象者を特定した上で、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。委任状は医療機関等で保管します。

※ 派遣労働者、業務委託受託者の従事者も、医療機関等において、患者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務を行う場合は、慰労金の対象となります。

③ 申請書等を作成します。

- 次ページを参照して、所定の様式により、申請書等を作成します。

④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出します。

- ③で作成した申請書等について、各都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に原則としてオンラインにより提出します。

⑤ 都道府県が申請内容を確認後、慰労金が交付されます。

- 都道府県が申請内容を確認後に交付決定し、各都道府県の国保連から慰労金が振り込まれます。

⑥ 対象となる医療従事者や職員に慰労金を給付します。

- 対象となる医療従事者や職員に慰労金を給付します。

※ 慰労金は非課税所得となります。給与等とは別で振り込むなどにより、源泉徴収しないように注意してください。

※ 派遣労働者や業務委託受託者の従事者への給付は、医療機関等と派遣会社・受託会社の調整により、医療機関等からでも、派遣会社・受託会社からでも、どちらでも構いません。

⑦ 慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に、実績報告を行います。

- 慰労金の給付終了後、1か月以内を目途に、都道府県に対して、所定の様式により実績報告（対象者への振込記録、受領簿等が必要）を行います。支出実績が交付額に満たなかった場合は、精算を行います。

Q&A

(問) 慰労金の趣旨を教えてください。

(答) 慰労金は、

- ①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、
- ②継続して提供することが必要な業務であること、
- ③医療機関での集団感染の発生状況を踏まえ、医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対して給付するものです。

(問) 「患者と接する医療従事者や職員」とは、どこまで含まれるのでしょうか。

(答) 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。

また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。

なお、ここでいう「患者」は、新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者も含まれます。

(問) 「医療従事者や職員」には、医療専門職以外の事務職なども含まれるのでしょうか。

(答) 資格や職種による限定はなく、事務職なども対象となります。

(問) 新型コロナ患者の受入病棟と別建物の病棟で勤務する職員でも、20万円の対象となりますか。

(答) 医療機関単位での判断となりますので、患者と接する職員であれば、20万円の対象となります。

(問) 業務委託受託者の従事者は、どのような場合に対象となりますか。

(答) ①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によってご判断ください。

なお、一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくこととなります。

(問) 「10日以上勤務」の要件について、1日の数え方はどうなりますか。

(答) 1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。

なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。

(問) PCR検査センター（地域外来・検査センター）や帰国者・接触者外来に応援に行った医療従事者や職員への慰労金の額は、どうなりますか。

(答) 患者と接する業務に通算して10日以上勤務している医療従事者や職員が、PCR検査センターや帰国者・接触者外来（PCR検査センター及び帰国者・接触者外来が実際に新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に診療等を行った医療機関等である場合）に応援に行き患者と接する業務に従事している場合、慰労金の額は20万円となります。

(問) 慰労金は、医療機関等が手当として支給することになりますか。

(答) 慰労金は、事業主が労働者への賃金、給料、手当等として支払うものではありません。

また、慰労金は非課税所得となるため、源泉徴収しないよう注意してください。

(問) 医療機関等で申請をとりまとめずに、職員個人に申請させることはできますか。

(答) 患者に接する等の要件を確認する必要があるため、医療機関等での申請とりまとめにご協力をお願いします。

(問) 対象者へ慰労金を給付する際の医療機関等の事務手数料はどうなりますか。

(答) 振込手数料（実費）について、都道府県から医療機関等に支給される場合があります。

詳しくは申請の案内等でご確認ください。

(問) 医療機関等をすでに退職している職員の場合、どのように申請すればよいのでしょうか。

(答) 原則として、勤務していた医療機関等を通じて申請してください。

勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合は、勤務していた医療機関等の勤務証明など必要な書類を揃えた上で個人申請いただくこととなります。

(問) 国保連からの振込の場合、どの口座に振り込みされますか。

(答) 国保連からの診療報酬の振込用に登録されている口座に振り込まれます。